

## 平成23年度 第4回経営検討部会

平成23年10月6日(木)  
10時00分～12時07分  
伊丹市総合教育センター  
2F 研修室

### 出席者数

- ・委員7名中、5名出席
- ・懇話会委員2名出席

### 傍聴人数

- ・4名

### 1. 開会(10:00)

### 2. 議事概要

#### (1) 対象団体の解散等に向けた取り組みについて

事務局	<ul style="list-style-type: none"><li>・本日の出席状況は、委員総数7名中、出席者5名、懇話会委員2名。</li><li>・経営検討部会の運営についての6に基づき、本部会は成立。</li><li>・本日の傍聴者は1名。(後に3名来られ、計4名)</li></ul>
部会長	<ul style="list-style-type: none"><li>・本日の会議録の署名は、A委員とB委員にお願いしたい。</li></ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"><li>・前部会のおさらい。【伊丹市土地開発公社解散プラン(骨子)(案)】</li></ul>
部会長	<ul style="list-style-type: none"><li>・第三セクター等改革推進債の対象になり得る事案かどうか、市の解散プランにある形での団体の解散処理は妥当かどうか、一定経済的な合理性があるか、比較的实现性の高いものと現時点で評価し得るかということについて、作業部会として確認をさせていただきたい。</li></ul>
B委員	<ul style="list-style-type: none"><li>・解散した際、代替地や事業地というのは、当然不要なものとして、市が直営で実施するというのは理解できるが、解散して特定土地を自治体事業として実施してもよいのだろうか。民間の場合、再生する場合等は、このようなことを実施しないと謳った条項があるが、経営検討部会では今回はそこまで議論しなくていいと考えてよろしいか。今度市が直営で実施することは、市の判断ということではよろしいか。</li></ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業にその土地を使うことも当然今後行われるが、不要となった場合、市が直接売却するという事も考えられる。そのことをしっかりと市民に説明して進めていきたい。</li></ul>
部会長	<ul style="list-style-type: none"><li>・B委員の発言の趣旨の中には、今後、例えば今まで土地開発公社が果たしてきた先行取得のような機能を、将来、伊丹市が必要になる可能性もあるというところまで検討しなくていいのかということもあったと思う。その点はどうか。</li></ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"><li>・公有財産購入費という費目があり、必要となったら市が直接買うこともあるが、経営検討部会ではそこまで考えていただかなくても結構である。</li></ul>
A委員	<ul style="list-style-type: none"><li>・第三セクター等改革推進債の対象になるためには、土地開発公社が市の直営になるということが条件なのか。</li></ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"><li>・第三セクター等改革推進債を発行する前提の条件は、土地開発公社の事業を廃止して解</li></ul>

<p>部会長 事務局</p>	<p>散するか、もしくは一部事業を縮小するという条件が示されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・伊丹市土地開発公社に関して、事業縮小は考えていないので、基本的には廃止である。廃止することにより、第三セクター等改革推進債の発行が認められるという手続である。</li> <li>・事業団体として土地開発公社を制度上残しても第三セクター等改革推進債の適用が可能か。</li> <li>・制度上残す場合に第三セクター等改革推進債の発行が認められるのは、例えば土地開発公社が公共用地の先行取得として取得する事業と、リゾート開発のように宅地を造成して土地を供給していくという2つの事業がある中で、宅地造成事業の廃止に伴って、借入金を清算するために第三セクター等改革推進債を発行することはできる旨、国で示されている。一部事業縮小は、そういう2つの事業をやっているうちの一部を縮小することである。</li> <li>・伊丹市の場合、そういう宅地の開発、造成事業は行っていない。いわゆる先行取得事業のみであるので、第三セクター等改革推進債を発行するためには一つある事業をなくすということになるので、すなわち土地開発公社を廃止して借入金を清算する、それに伴って第三セクター等改革推進債の発行が認められる。</li> </ul>
<p>部会長 事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第三セクター等改革推進債の発行対象は、例えば住宅とかリゾート開発とかを実施している場合は、その事業を廃止するというのであれば、その第三セクター等改革推進債で賄われる対象というのは、そのリゾートに関する事業の債務についての清算についてだけという理解でよろしいか。</li> <li>・事業を縮小する場合においてはそういう考え方になる。繰り返しになるが、本市の場合はそういう事業を行っていない。宅地の先行取得事業を行っているので、今回は廃止して事業そのものをなくしていくということになる。</li> </ul>
<p>部会長 事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業廃止すなわち、法人及び団体の廃止をせざるを得ないという理解でいいのか。</li> <li>・土地開発公社はそうした流れになっているが、これから説明する外郭団体は、第三セクターについて取り扱いが異なる。</li> <li>・第三セクターは、事業の縮小では第三セクター等改革推進債の発行の対象とならない。清算するか事業の再生という手続をとらなければ第三セクター等改革推進債を使えないので、事業縮小という選択肢は第三セクター等改革推進債の発行に関してはない。</li> </ul>
<p>A 委員 事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の第三セクター等改革推進債はまさに各地の土地開発公社をなくすためのシステムとを感じる。主に土地開発公社は、バブルの負債として、各地にあるが、それをなくすための総務省が考え出した制度なのか。</li> <li>・そういうことはあると思う。ただ、それ以外に、今回、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が定められて、従前のようになかなか見えない借金、地方公共団体が示している以外の借金、外郭団体とか地方公営企業とか、そうしたところの借入金が原因で、本体である市が負担を押しつけられて健全な財政運営が維持できなくなってしまう夕張市のような事例が出ている。</li> <li>・そういうことからすると、土地開発公社だけに限ったものではない。いわゆるその他の第三セクター、公営企業を含めた抜本的な見直しをなささいというのが今回総務省から示されている指針である。確かに土地開発公社に重きを置いている部分ではあるが、広く公営企業を含めた、一般的な外郭団体を含めた見直しをなささいというのが制度的な趣旨だと認識をしている。</li> </ul>

部会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ただ、含み損を抱えている部分というのは、おそらく土地の部分が多いということからすれば、やはり土地開発公社開発の場合は時価評価の対象から免れているので、そこを制度的に清算という形で時価評価に持って行って、含み損を算定されている形で分割処理するという意図はあると思う。次に、財団法人伊丹市公園緑化協会解散プラン(骨子)(案)について、事務局より説明をお願いしたい。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料により説明</li> </ul>
部会長	<p>【財団法人伊丹市公園緑化協会解散プラン(骨子)(案)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財団法人伊丹市公園緑化協会解散プラン(骨子)(案)2ページ、最後の行から2つ目であるが、新たな市の負担が増えるわけではなくと書いてあるが、これはどういう費用を対象にして市の負担が増えないと書いてあるのか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな市の負担が増えないということは、現在この建設にかかった償還を行っているわけであるが、この償還する金額が新たに増えないということである。現在保有している負債、起債の残高が増えることはないという意味で、それを仮に市立施設に移管といったところで債務の増はない。</li> </ul>
部会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設にかかわる償還等について新たな負担が増えないと解釈して、ここに人件費は考慮されていないという理解でよろしいか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・もちろんこの昆虫館は入館料で全額を賄っているわけではない。赤字部分は市からの運営補助金という形で運営費、ランニングコストについても補助金が出ているので、そういう意味で、公債費、借金の償還だけでなく運営費についても、市が引き取っても結局市が支出するベースは同じであるという意味である。</li> </ul>
部会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人件費について全く変わらないという理解ですか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用形態が変われば、支出面の額が増えたり減ったりすることはあると思う。今でも収支の赤字部分はそれぞれ補助金で市から補てんしているの、市に移管されて支出面でプラスあるいはマイナスが出てきたとしても、それは市の負担であることに変わりはない。</li> </ul>
部会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人件費が増えれば市の負担が増えることがあり得るといことか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・はい。</li> </ul>
A 委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昆虫館の職員が直営になって市の職員になれば公務員になる。それにより、負担が増えるのかどうか。</li> </ul>
C 委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前回に触れましたが、この2番のくだりについて、7人等とか11人等とかいう記述ができるのかという問題が一つと、今、A委員からも質問あったように、公務員化するのかどうかという話は、この会議にはなじみにくいという気がする。</li> <li>・極めて人間的な色彩の強いものであるし、単純に、通常民間の人をそのまま公務員に置きかえるという、こういう発想は基本的にない。実質そうなったとしても、当然、採用試験等を経由して実施するということになる。そういった意味から、書くとなれば、昆虫館を維持していく上で、当然今の職員も含めて、極めて専門的な分野であり、引き続きそうした職員がそういう場で人材的に必要であるという記述にとどめるべきではないか。ここまで精査するのは、この会になじまないのではないかと思う。</li> </ul>
部会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ただ、雇用形態が変わることによって市の負担が増えるかどうかということと、それから第三セクター等改革推進債を適用することによってどれほど経済的なメリットがあるかどうかということはあわせて検討をしないといけない。</li> </ul>

C 委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合的に考えて第三セクター等改革推進債を適用してこの団体を清算することが結果的に市の負担の増加につながるのか減少につながるのかということについて、経営検討部会としては判断ができないということになる。そのため、必ず公務員化するということが決まっていなくても、仮に公務員化をすればどの程度の負担が増えるのかということについては試算し、あわせてここで検討しないと、経営検討部会としては、経済的なメリットがあるかどうかということ判断することはできない。</li> <li>・部会長がおっしゃるように、仮に試算して公務員化をすれば、現状と比較して金額がどのように変わるかは、当然必要だと思う。</li> <li>・財団法人伊丹市公園緑化協会解散プラン(骨子)(案)6ページの3に、例えば、運営継続になくてはならない優秀な職員であるという記述があるが、こういう議論はできるのか。</li> <li>・このような中身を議論することは、極端な言い方をすれば一人一人を議論するのかという話にもつながりかねないので、入り過ぎではないかという気がする。</li> </ul>
D 委員 事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公務員化せずに実施することもできるのか。それとも必須なのかどうなのか。</li> <li>・仮に昆虫館を市が直営するとなれば、形態は別として全職員が公務員になる。</li> </ul>
D 委員 事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・それを盛り込んでおかないといけない。</li> <li>・公務員といっても、正規職員あるいは嘱託職員、臨時職員、いろんな形がある。ただ、それが、配属する職員、館長については、部長級、課長級あるいは副主幹にするのかといったことも、具体の人員費になれば、そのような精査により額が決定される。</li> </ul>
D 委員 事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幅があるということか。</li> <li>・仮に公務員化すれば、現在の財団法人伊丹市公園緑化協会のプロパー職員が正規職員、嘱託職員は市の嘱託職員、臨時職員は市の臨時職員と置きかえて、平成22年度の伊丹市の平均的な人員費で試算する形になる。</li> </ul>
A 委員 事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財団法人伊丹市公園緑化協会は第三セクター等改革推進債の対象に必ずなるのか。</li> <li>・第三セクター等改革推進債発行については、損失補償を行っている第三セクターの解散に伴い、市がその損失補償を肩がわりする額に対して発行が認められる。</li> <li>・仮に今回、財団法人伊丹市公園緑化協会が解散するとなると、借入金については、その財源を市が担うという形になるので、それについては第三セクター等改革推進債の発行が可能である。</li> </ul>
部会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上下分離で事業自体を、特定指定は可能であると書いているが、上下分離して事業だけを存続をしていくということも可能ではある。</li> <li>・ただ、この場合は第三セクター等改革推進債の対象にはならない。事業をどういうふうに進めていくかということからすると、やり方としては上下分離をして、その箱の部分は市の施設として移管し、運営しているソフトの管理運営の部分は分離をして、例えば新しい法人をつくって管理運営をしてもらうということも技術的には可能である。ただし、その場合は第三セクター等改革推進債の対象にはならない。そのため、第三セクター等改革推進債の対象から外れて上下分離で負債の分を市が引き取って処理を、市の責任をもって第三セクター等改革推進債を利用しないで実施するというのも選択肢としてはあるという理解でよろしいか。</li> <li>・資金調達上の主に理由によって、解散しかないというような説明であったが、昆虫館の事業の事業形態についてどういう形が望ましいかという観点から、もともと直営で実施</li> </ul>

事務局	<p>しようとしたから、直営が望ましいのか、あるいはやり方によっては、もう第三セクター等改革推進債から外れて管理運営の別法人つくってそこでしてもらうのがいいのか。昆虫館事業が中心になるが、それをやる上でどういう事業形態が望ましいのかという観点からの記述がないので、それについては補足が必要と思う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公園緑化協会の場合、今回の解散はやむを得ないということに至った直接の経緯は、第三セクター等改革推進債はともかくとして、損失補償を打ち金融機関からお金を借りて、それを市が補助金として返していくというようなスキームが今後とれなくなるということが確定的になったので、そうであるならば昆虫館については伊丹市に移管をして、そのことによって国の補助金等も活用しながら今後の展開を図っていくしかないのではないか。</li> <li>・昆虫館を伊丹市に移管した場合、公園緑化協会に残る事業は当然緑化事業ということになる。緑化事業についても、設立当初はかなり大きな部分の予算規模であった。現在は公園の維持管理といっても荒牧バラ公園などのごく一部の公園ということで、ある意味、財団法人公園緑化協会の設立の趣旨である、市民の参加のもとに緑化啓発を行っていくという部分についての事業は現在もやっておりますので、そうした部分について今後も公園緑化協会としてやっていく、あるいは、新しい法人を設立することももちろん可能ではあるが、緑化事業を行っている同種の団体は全国的に見ても、市からの補助金なり自治体からの委託料、あるいは市の公共施設の維持管理を受けて、その上がりで賄うというようなことが緑化に関する各種の団体の大方のビジネスモデルである。それが例えば東京都や大阪とか大規模な都市における緑化団体であれば人口規模も十分大きいので、潤沢な予算もあって一定の運営を行っていくかと思うが、伊丹市の場合、非常に予算規模も小さく、その上で昆虫館が市の所管になった場合、緑化事業だけを行う団体として組織が残ることもしんどいのではないかなというような判断から、現時点においてはさまざまな選択肢を検討した結果、昆虫館は伊丹市、そして緑化事業もみどり公園課に吸収をして、整理をしながら事務を省いて安定的にやっていくというのが望ましいのではないかなという、現段階ではそのような考えである。</li> </ul>
部会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・例えば、昆虫館事業と緑化事業を他の伊丹市が持っている財団等にそのまま移管をする。あるいは管理運営のための法人をつくって、下の箱の部分は市が運営をして指定管理という形で引き続き管理運営を行うというやり方だって可能性としてはあるわけである。そういうことは検討されなかったのか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新しい団体や公園緑化協会が受け皿として残るとすることも選択肢としてはあるわけで、この一、二年間、検討した。その結果、そうしたことはやめて、現時点の方向性は市直営になっているわけである。</li> </ul>
部会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・そうした選択肢がないというのは、先ほど説明をいただいたような、今のままでは大規模改修ができないという、解体ができないという主に資金調達上の理由から、この選択肢しかないという議論で至ったのかどうか。</li> <li>・財政的な面で、資金調達が苦しくなるのでこれを解散せざるを得ないということであれば、第三セクター等改革推進債を発行する経済的なメリットと別の法人つくって管理運営を団体として続けるメリットと比較した場合、第三セクター等改革推進債のメリットがあまりないということであれば、場合によっては別の法人をつくって管理運営をその団体が続ける、あるいは別の財団が今までやってきた仕事をあわせて事業を行うことに</li> </ul>

事務局	<p>よって事業を遂行するという事だであり得るわけである。その点についてはいかがか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・そういうこともあり得ることとして検討した結果、そういった方向性になったわけであるが、一番大きな直接的な原因は財政面だけということでもない。公園緑化協会という組織が、設立当初から特異な成り立ちで発足している。設立当初は現在と違って公園の設置事業や公園拡大事業、昆虫館もそれにあたるが、荒牧バラ公園近辺の施設の整備とか、そうした公園の整備事業がまだ幾つか進捗中であった。それにあたり、ハード部分は伊丹市の身分で行い、でき上がった施設の管理運営は同じ職員が緑化協会の身分で行うというような、ある意味、非常に効率的なというか、使い勝手のいい組織として存在していたわけである。</li> <li>・設立当初は、一定の有効性はあったかと思うが、その後、公園の整備事業も終息に向かい、維持管理のみということになり、その維持管理も指定管理者制度や地方公務員の派遣法の法律改正とか、そういったさまざまな社会情勢の変化が重なり時代にそぐわない状況になった。</li> <li>・平成16年に勤務体系が今のような市からの派遣職員という形だけになった段階で、特別法に基づいて特別な事業を行ってきたわけではなく、一般会計の事業を公園緑化協会の立場でやってきたので、存在理由が一薄になってしまったというような部分もある。一般的な言い方として、現状のままで緑化協会を無理に存続しても今後の発展性が乏しいのではないか。それよりも、緑化事業については伊丹市に統合して効率的に充実、発展を図った方がいいのではないかという部分もある。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時代とともに緑化行政が変化し、変わってきた。もともとは市役所の職員が、専門職を採用して、緑化に関する知識を持って大学を出た職員を採用して、その方を中心に直営で実施していた。その職員は、人事的に、欠かすことのできない職員であり、継続して同じ職場にいるということは、公務員としてどうかという話もある。そうしたことから外郭団体をつかって委託して専門職のプロパーを採用していた状況に過去はなっていた。</li> <li>・時代が変わり、外郭団体で今までやってきたが、地域で市民によって、緑化を担う団体がたくさんつくられている。公園アダプト事業ということで市に委託するわけだが、例えばポットの苗とか土とか、肥料とか、そういった原材料費にかかわる部分だけは委託料という形で市民団体に支払うわけだが、実際志のある人たちが中心となって、その人たちも十分そのノウハウを持っているので、自分たちがそれを使って花壇とか公園とかいうのを整備して、伊丹市のため大変貢献していただいている状況である。そのため、外郭団体としての役割は一定終わりに近づいてきたということで、規模を縮小し荒牧バラ公園の委託管理だけが残った状況である。</li> </ul>
部会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昆虫館事業を推進していくにあたり、市が直営を実施する積極的な理由はあるのか。</li> <li>・もしなければ、ほかの財団法人がその役割を担ってもいいし、新しい団体をつかって、第三セクター等改革推進債を使わないで、新しい法人をつかって今のような市の外の事業運営主体としてしっかり管理運営する方法だって選択肢としてはある。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設の今後のあり方についてのマネジメント調査研究委員会を進めているが、伊丹市を見渡しますと、20万人口規模の市であるのに、大変個性豊かな施設がたくさんある。それらの施設を今後どうするかということは、全市的な問題であり、どういう形に</li> </ul>

部会長	<p>持っていくかは市民の皆様にお諮りして、今後の計画をつくるという状況である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その一つが昆虫館であるが、今現在は市がつくってそのような形で運営しているので、必要との判断の中で寄附して買い戻し、我々が直営で実施する。ただ、市民ボランティアをお願いして、対応するような内容の仕事ではない。あくまで本当に専門的な生物の管理ということになっているので、それはしかるべき経験と知識を持った今のプロパー職員をお願いしないと成り立たない。</li> <li>・将来的に昆虫館が絶対伊丹市にとって今後必要だということや、直営でしなければならないと決めたわけではないが、今の段階ではそのような形で進めるのが妥当ではないかと、将来的にはまた別の問題として検討してまいりたい。</li> <li>・市がこの昆虫館のサービスを提供し続けて専門の職員を通じて管理することは、それは必要だということはよくわかったが、その手段として今まで専任でいらっしゃる方が市の公務員として引き続き事業を運営していく、というやり方のほかにも、上下分離をしてそれを運営してもらうような団体をつくって引き続き管理運営をしてもらうというやり方がある。また、市が持っている文化振興財団等がその他の外郭団体に引き取っていただき、その組織が昆虫館事業を受託して管理運営するというやり方もある。</li> <li>・今までの専門職員が能力を発揮する方法が、市の職員としてやるのか新しい団体でやるのか、また、他の外郭団体に移るのかという選択肢がある状況の中で、このスキームについては市の職員としてそれをやっていくことが望ましいという前提で書かれているので、なぜそれをそういう形にされたのかという積極的な理由がここには書かれていないので、それについて説明をしていただきたい。</li> </ul>
A 委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先ほど部会長が言われたように、損失補償で資金調達をすることについて確認したいが、これからできなくなっているのでは、少なくとも建物だけは市に移管せざるを得ないのではないか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成21年6月に総務省の自治財政局から各地方公共団体に対し、第三セクターの抜本的な改革の推進ということで通知が流れており、その中に、今後の第三セクターに対する公的支援のあり方というくだりがある。損失補償を行っている第三セクターが例えば経営破綻したときには、予期しなかった巨額の債務が突如発生することもあるので、そういうリスクを考えたときには、今後においては第三セクターの資金調達に関して新たな損失補償を行うべきではないという旨の通達が流れております。我々としては、その方針、考え方に沿った外郭団体に対する支援をすべきではないと考えている。</li> </ul>
B 委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昆虫館運営を、市が直営でするというのはいいのだろうかという疑問がある。先ほど説明で、その緑化のときには緑化の専門家がおったけど、この人たちは異動しにくいという話があって、外郭団体に移ってもらった。同じように昆虫の専門家が今外郭団体にいるのに、市に取り込んだら、異動することがしんどいのではないかという話もある。</li> <li>・運営は外郭団体にし、補助金は市から幾らか必要なかわからないけれども、費用と収入を見せることによって、できるだけこれは切り詰めるように取り組むとか、そうしたところを出した方がいいのかもしれない。</li> </ul>
部会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お金の話をすると、前回説明いただいた第三セクター等改革推進債のメリットがどれくらいあるかという試算をしている。土地開発公社の場合というのは、メリットとして5億4,800万ぐらいの結構大きなメリットがあるが、公園緑化協会の場合は790万である。直営化をすることによって全体トータルの市の負担は増えるかもしれないとい</li> </ul>

事務局	<p>う点では、少し慎重に考えざるを得ないというのが現時点の私の思いである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・方向性としては直営がいいのか、もしできるならば他の外郭団体、例えば文化振興財団とかスポーツセンターとかありますが、そういったところを指定管理者として、昆虫館の運営は、ソフト面はそういったところへ指定管理者として委託するという選択肢もある。</li> <li>・直営がいいのか指定管理の特定指定がいいのか、比較してどちらが得か検討すべきだというような形の方向で、議論していただいた上でそういった方向性にこの検討部会として持っていかれるのであれば、十分検討いたします。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園緑化協会は、今まで説明しましたように事業規模を縮小してきて、なおかつ、資金調達が難しく保持していくことも不可能であり、存続できないということは、御了解をいただけたと思っている。</li> <li>・緑化事業は縮小する傾向であり、この際市に統合した方が、二重に総務部門とか抱えなくていいメリットがあるということも理解をいただけたと思っている。</li> <li>・昆虫館の運営について、昆虫館は上下分離して、市の直の資産としては戻さなければならぬと理解いただいたと思っている。</li> <li>・上下分離をして財団をそのまま残して、運営の委託の指定管理をするという財団を残すとなれば第三セクター等改革推進債の対象ではないということもあって、この4億3,500万円程度の資金を一度市が単年度で出すか、何らかの別の資金手当をして返済しなければならない。それを回避するために解散して別の運営団体をつくってしまうというところ何か詐欺のような気がする。そもそも昆虫館を運営するために7人のプロパー職員なり実際働いている嘱託やアルバイト、そういった人たちのためにまた総務部門を置いたり理事長を置いたり、こういったところがまた無駄になるということで、余りメリットがないと思っている。別の運営会社というのは、外してもいいのではないかと私は考えている。</li> <li>・現在、財団法人伊丹市公園緑化協会で働いている職員が市の公務員として働くのか、他の外郭団体に入っていたら、そこが指定管理として運営するのが選択肢とされていて、そのことについて、B委員がおっしゃったように極めて人事的な観点の話で、金銭的なことでは余りなくて、要は、専門職を市の職員として抱えていいのか、外郭団体で今までのようにうまくやっていった方がいいのかということを検討して、市としてももう一度考え直してきたらどうかというご意見と理解をした。</li> </ul>
部会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別の団体をつくって、7人のために新しい組織をつくって、そこに総務部門等を入れるのは効率的ではないのではないかとすることは、一定合理的だと思うが、ただ、それを判断するためのデータなり資料というのは、今まで提供していただけていない。</li> <li>・つまり、専門職員7人を公務員として採用し続ける将来の人件費について、どれぐらいのコストが新たに市にとって負担になるのかということと、仮に管理の事務的な作業をしていただくような方を例えば嘱託で置いて、その人たちが今までのとおり、ほかの専門職員の方というのは公園緑化協会と同じような身分と処遇のもとで働いていただく上で、どちらがコストとしてメリットがあるのか。</li> <li>・新しい組織をつくることについて選択肢を外すのであれば、やはり別団体で昆虫館事業をやるよりも、直営で公務員化をしていただけて事業をやっていただく、あるいは例えば文化振興財団というほかの団体でやっていただくというような可能性はあるが、少なくとも公務員化をするのか、別の一つの法人をまたつくってやるのかということについ</li> </ul>

	<p>での判断できるような資料は準備していただく必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その上で、7人のために新しい管理をするための団体をつくるというのは非効率であれば、今ある既存の財団にその組織自体を移管していただいて、あわせて、そこが事業なりを専門的な職員としての今までどおりの能力を発揮していただく方がいいのか、あるいは直轄、公務員として市の職員として事業をやっていただくのがいいのかという評価になると思う。</li> </ul>
B 委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第三セクター等改革推進債を発行することがいいのかどうかというだけを考えれば、これは市の直営であれば、当然金利メリットが、800万円程度と書いてあるけれども、それならそれでいい気がする。</li> <li>・昆虫館の運営を市の職員としてやるのか、別の外郭団体へ持っていくか等については、ここで話さないといけないことなのだろうか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・結局、解散してどう処理していくかというのが、いかに市民負担に今後つながらない形でうまく解散する形になっているかどうかというのを御意見いただくことであるので、人の動きについても、それによって経費が膨らんで新たな市民に負担になるということであれば、もしかしたら経営検討部会では、プランとしては余りよくないという御意見いただくかもしれないし、無縁ではない話ではあると思う。</li> </ul>
部会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第三セクター等改革推進債を発行する経済的メリットがあるかどうかということについては、余り異論がないと思っている。</li> <li>・先ほどA委員から御確認いただいたように、市として負担をするということが、現実的にはできない状況であるということからすると、箱の部分については、もういずれにしても市が引き取って処理をしなければいけないというところは、御了解と共通の認識が得られているところだと思うので、その点について第三セクター等改革推進債を適用する意義があるということまでは書ける。だから、この解散プランというものについて、実現可能なプランになっているかという形で議論をしようとする、今の事務局から御説明いただいたような議論を少し検討せざるを得ない。そこを避けるのであれば今ここでとめて、検討部会としてはそこまでしか評価できませんということになる。</li> </ul>
B 委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人の身分にかかわることだから、議論したくないと正直思う。</li> </ul>
C 委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市としてそこにいるプロパー職員も含めて、雇用の確保という法的な問題とは別に、道義的にもその職員をどういう形に確保していくという責任は、当然あると思う。ただ、おそらく市の中で他の外郭団体同士の中で統合というのが一般的なやり方であり、そういうことも視野に入れて、昆虫館そのものが実際に運営しなければならないという、そういう視点も必要である。</li> <li>・公務員化といっても、いろんな形態がある。正職員として採用する試験受けて採用する、あるいは専門職として嘱託でいていただく等である。そのかわり、職員として採用する限りは異動が当然あるので、当然どこへ行くかというのはわからない。そういう大前提はある。</li> <li>・当然この昆虫館の永続性みたいなもの、これはまだ先々見えないという話がありましたが、将来的な展開を考えていく上では、当然次の新しい専門職員を昆虫館へ送り込んでいく必要もある。様々な見地から取り組む必要があるので、そこまで深く立ち込んだ議論を経営検討部会に求めるのは酷ではないかと思う。</li> <li>・ただし、試算でこのくらい経費が必要であるという試算を示す必要があるとは思う。そ</li> </ul>

<p>A 委員</p> <p>事務局</p>	<p>うしないと、イメージがわいてこないと思う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今の法人を残すなら、もう第三セクター等改革推進債をあきらめるということではいかないとしかたない。</li> <li>・第三セクター等改革推進債を利用するのだったら、今の法人をなくして、それにかわるような脱法行為的なやり方をやるべきではないという気がする。</li> <li>・第三セクター等改革推進債 800万円のメリットに重きを置くのかどうか議論を出す必要がある。その為には、試算を見ないと結論を出せない。</li> </ul>
<p>A 委員</p> <p>事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昆虫館を市が引き取るという部分については、今共通の認識をいただいていると思う。第三セクター等改革推進債を発行しないで市が引き取るとなれば借入金を市が肩がわりを行う必要があるので、5億の借入金は清算をする必要がある。</li> <li>・一括返済しなければ、いけないのか。</li> <li>・仮に法人を残すという選択肢をするならば、公園緑化協会から市が財産を購入するという形をとる。その場合にも地方債という手当があるが、その場合の充当率は、対象経費の75%は地方債、残る25%は、当該年度市税を投入して賄わなければならない。買い戻す際には約1億程度のキャッシュが必要になる。第三セクター等改革推進債を発行する場合にはそういう現金が当年度は必要なく、後年度、何年か分割しながら緩やかに返済していくということですので、その点においての差というのは発生するので、それも含めて検討いただけたらと思う。</li> </ul>
<p>部会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今日の解散プランだけでは、なかなか部会としても結論まで持っていくということがかなり困難だということは認識ができていると思う。</li> <li>・本日の意見を踏まえて、C委員からも御意見があるが、一度この公園緑化協会については、少し人事面での数字のシミュレーションを踏まえて、市のとり得る方策においてどの程度の負担が生じる可能性があるのかということについて、幾つかのパターンで試算をいただいた上で次回引き続き検討させていただきたい。</li> </ul>
<p>B 委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・それは難しい試算である。例えばそしたらこれがいいと、これ経済的に試算したときに、その前提が正しいかどうかは確かめないといけない。</li> <li>・経営検討部会として結論を出して、身分を決めるようなことをこの場でできるのかどうかということを見ると、様々なデータとか前提条件があると思うので、私は慎重に検討してくださいということで、私は市の方にお返しした方がいいのではないかと気がする。</li> </ul>
<p>部会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ただ、その場合においては、解散プランについて経営検討部会としてどのような検討をして、どこまでが経済的合理性があるのか、あるいは解散プランとして妥当性があるのかということころは、かなり限定条件付きのものにならざるを得ないと思う。</li> </ul>
<p>B 委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・例えば箱物は市に返すと、例えばそれで緑化事業の分は市に返す。要は昆虫館の運営の話なので、そこはよく考えてくださいという話は限定的ではあるが、いいのではないかとと思う。</li> </ul>
<p>部会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・解散をした場合に、どの程度負担が生じるかということは考慮できなかったということになる。今後、議会等で実際の解散についての議論がなされる場合に、本当に市民に対して負担増になりやっといういいことなのか、はっきりしないままになる。経営検討部会ではっきり結論を出さないまま、議会に上がっていった場合に、市の計画どおりに解散できるという市の認識であれば、私は余り心配しない。だが、一般にはそれは不十分であ</li> </ul>

事務局	<p>ると思っているので、一定考慮していただく必要があると思う。それについてはどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・結局、部会長が最初に言われたように、市民に新たな負担が発生しないということが正しいのかどうかを検証したい。</li> <li>・人の動きをどうするかというところまで、そこまで議論するのかという話もあるので、様々なパターンでシミュレーションをして、新たな負担が発生しないことを確認いただけるようであれば、そこまでの結論は要らないのではないかと思う。いろんな方法でやったとしても新たな負担は発生しないので解散してもいいという結論が出ればそれが一番いいとは思いますが、シミュレーションしてみないとわからないので、そういう決断になるかはわからない。</li> </ul>
部会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民が経済的に負担する部分については、一定部会で、専門家が集まっているという前提になっているので、評価をする必要がある。ただ、その実現可能性について、本当の解散プランをそのまま実現できるものということまでお墨つきをつけなければいけないのかとなると、どこまで突き詰めた議論するかという場合、一定限界がある。例えば市の職員になっていただくということであれば、本当に公園緑化協会に所属している方がスムーズに今までと同じような身分で、働き続けることができるのかということは、実は大事なことである。</li> <li>・例えば、今までの係長なら係長という身分の人がそのまま、特に例えば公務員試験、制度的には多分この試験を受けないと、試験を落ちたらだめということであれば、そういうような市の事情で解散をするのに、そういった試験を受けてもらって、落ちた人は引き続き雇用ができません、そんなことは実現可能性からすると、問題ではないか。ただ、そういうところまでいってしまうとかなり議論が細かくなってしまっているので、どこまで議論するかということだと思うが、少なくとも経済的な部分については少し総合的に議論できるような形にしていきたいと思う。次に、財団法人伊丹市都市整備公社解散プラン（骨子）（案）について、事務局より説明をお願いしたい。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料により説明。</li> </ul> <p>【財団法人伊丹市都市整備公社解散プラン（骨子）（案）】</p> <p>【宮ノ前地下駐車場の現状と課題】</p>
E 委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定優良賃貸住宅は、一括借り上げの契約が終わった後、契約を再契約するのか、それとも事業をやめていくのか、そのあたりはどういうふうに考えているのか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その点については、伊丹市の住宅政策そのものになってくる。現時点では、特定優良賃貸住宅の制度を20年間クリアした段階で、制度そのものを取りやめという考えである。</li> <li>・今後色々な状況等があると思うので、オーナーとの関係もあるが、今後の対応課題だと思う。平成26年の3月に第1号の期間満了が来る。それから順次29年度までですべての特優賃の管理が満了するという状態になる。</li> </ul>
部会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今ある住宅の管理等は解散後どのような形で行う予定か。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財団法人伊丹市都市整備公社で所有している北池尻団地だが、90戸ある。これについては、先ほど御説明したように伊丹市に寄附するという形になるので、市営住宅に近い存在として、市営住宅は公営住宅法に基づくことになるが、公営住宅法に基づかない公的な住宅という形での位置づけを行って、伊丹市が維持管理するということになる。</li> </ul>

部会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市営住宅を管理している組織が引き取って管理をするというような理解でいいか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・はい。健康福祉部に住宅課という組織がありますので、そちらの方で公営住宅等はすべて維持管理を行っている。その中の事業として繰り入れて運営していくということになる。</li> </ul>
D 委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・それは当然民間ではないので、市へ寄附とすると課税はされないのか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・はい、課税されない状態になる。</li> </ul>
部会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宮ノ前地下駐車場との一体管理ということだが、例えば同じところが管理運営をすることによって管理コストについて、スケールメリットが出るという理解でいいか。</li> <li>・一体管理をすることで、その他に具体的にどういうメリットがあるか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場事業会計は赤字の状態が続いているので、その収支改善の方法として、黒字経営部分を経営統合することで収益性を高めていくという点がある。</li> <li>・運営の形態であるが、宮ノ前の地下駐車場は指定管理者制度を導入しており、指定管理者、事業者が運営を行っているので、一体的な方法を行うことによってスケールメリットというのは発生する可能性もある。</li> <li>・具体的な方法はこれからの検討課題であるため、今の段階では申し上げにくいところではあるが、あらゆる方法を検討し、経営健全化を図るための取り組みをしていきたいと考えている。</li> </ul>
部会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本日の議論を踏まえて、次回修正案を出していただきたい。</li> </ul>

### 3 . 閉会 ( 12:07 )

署名

平成23年度 第4回経営検討部会議事録として確認します。

委員 \_\_\_\_\_ 印

委員 \_\_\_\_\_ 印